

5月1日から「本人確認」を実施します

住民票などを申請する際には、 本人確認できる書類をご持参ください

なりすましによる不正取得などを防止するために、住民票と戸籍謄抄本の交付申請の際に、申請される方の「本人確認」の実施が法律により義務化されました。

市では、印鑑証明書などほかの証明書も併せて、5月1日から「本人確認」を実施します。確認できない場合は、証明書の交付ができない場合もありますが、個人情報保護のためにご理解とご協力をお願いします。

申請時に本人確認する証明書

住民票、戸籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、税務諸証明など市民課と税務課で交付する証明書

本人確認用の書類

- ①官公署が発行した写真付きの証書など（運転免許証、旅券、写真付き住基カードなど）
- ②官公署が発行した写真の付いていない証書など（健康保険証、介護保険証、年金手帳、写真なし住基カードなど）
- ③民間の発行した身分証明書など（学生証、社員証、預金通帳など）

本人確認の方法

1. 戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書
本人確認用の書類①を1種類、②を2種類または②、③を1種類ずつ提示
2. 戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書以外の証明書
①、②、③のいずれか1種類を提示

住民票の交付については、個人情報保護の観点から、本人確認とともに交付条件が次の通りとなりますので、ご注意ください。

1. 本人および同一世帯の方 … 今まで通り交付を受けることができます。
2. 別世帯の親族、知人など … 委任状が必要。
3. 自動車販売店 … 委任状もしくは契約書の提示が必要。
4. 債権者もしくは債務者 … 自己の権利行使、または義務履行をする場合で本人から取得することが困難な場合に限る。契約書の提示も必要。

詳しくは、市民課住民係(内線141~143)へどうぞ。

市では、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることができるよう環境を整備するため、これまで就学前のお子さんの入院・外来と中学校卒業までの入院にかかる医療費の助成を行っていましたが、4月1日から、中学校卒業までの外来分についても助成を拡大しました。

4月1日から助成を受けるためには、手続きが必要です。対象となるお子さん（小学校1年生から中学校3年生まで）をお持ちの保護者の方で、まだ手続きがお済みでない方は、4月30日(水)までに市役所福

乳幼児等 福祉医療費受給者証の 交付申請はお済みですか



社課で手続きをしてください。申請日が5月以降になった場合は、申請月の初日からの助成となりますのでご注意ください。

手続きに必要な物

印鑑
お子さんの健康保険証のコピー
父親(母親)名義の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)

詳しくは、福祉課障害・給付係(内線154・155)へどうぞ。